

令和7年度 信用保証料に対する助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、環境問題や交通安全対策への対応のための運転資金等の調達に苦慮している実状に鑑み、その支援策として、会員が金融機関から借り入れする際、福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料を支払った場合に、その保証料の一部を助成することにより、事業の円滑化を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる保証料

令和7年4月1日から令和8年2月25日までの融資実行分にかかる保証協会の保証料（以下「保証料」という。）で、次に掲げるもの。

- （1） 運転資金の融資にかかる保証料
- （2） 設備資金の融資にかかる保証料

4 助成金額

保証料（公的機関より助成がある場合は、その額を差し引いた保証料）の額が5万円までは全額、5万円を超えるときは超えた額の2分の1に5万円を加えた額（年度内10万円限度）とする。

5 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 1,500,000円

7 助成金の申請手続

保証協会に保証料を支払った場合、別紙「信用保証料助成申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

8 助成金の交付

協会は、申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し申請者に交付する。

9 助成金の返納

融資の繰上償還等を行い、保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納しなければならない。

10 注意事項

保証料が分割払の場合、申請1回で終了とする。